

熊本県漁業近代化資金利子補給交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する資金であって、熊本県漁業近代化資金事務取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）に基づき融通される漁業近代化資金（以下「漁業近代化資金」という。）の利子補給に関し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(利子補給)

第2条 県は、漁業近代化資金を貸し付ける取扱要綱第3に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、予算の範囲内において、当該漁業近代化資金につき利子補給を行う。

(利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率)

第3条 前条の利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類は、漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号）第2条の表に掲げるとおりとし、それについての利子補給率は、漁業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月1日付け16水漁第2708号水産庁長官通知）第4の2に基づき国が県に通知する率とする。

(利子補給契約書)

第4条 第2条の利子補給は、知事が融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

(利子補給金の額)

第5条 第2条の規定により利子補給を行う場合の利子補給金の額は、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間における漁業近代化資金につき、第3条に規定する利子補給率ごとに算出した融資平均残高（計算期の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和を365の数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

(利子補給金の交付)

第6条 知事は、融資機関から利子補給請求があった場合において適当であると認めるときは、当該請求書を受理した日から30日以内にこれを交付するものとする。

(利子補給の打ち切り等)

第7条 知事は、県の利子補給に係る漁業近代化資金を借り受けた者がその借入金を借入目的以外の目的に使用したときは融資機関に対する利子補給を打ち切るものとする。
2 知事は、融資機関の責めに帰すべき理由により融資機関がこの要綱又は第4条の利子補給契約書の条項に違反したときは、当該融資機関に対する利子補給を打ち切り、又は既

に交付した利子補給金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

第8条 融資機関は、前条第2項の規定により利子補給金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る利子補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 融資機関は、利子補給金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときには、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(報告及び調査)

第9条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第2条の利子補給による漁業近代化資金の融資に関し報告を求めた場合は又はその職員をして帳簿書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(略)

(附則)

この要綱は、平成21年3月26日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成21年4月28日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金利子補給交付要綱の規定は、平成21年4月20日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成21年6月10日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金利子補給交付要綱の規定は、平成21年5月27日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成21年7月29日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金利子補給交付要綱の規定は、平成21年7月21日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成21年11月6日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金利子補給交付要綱の規定は、平成21年10月22日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成21年12月28日から施行し、改正後の熊本県漁業近代化資金利子補給交付要綱の規定は、平成21年12月18日から適用する。

(附則)

この要綱は、平成27年6月19日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年2月19日から施行する。